

# 市役所からのお知らせ

## 行政相談所

問合せ先 〓 総務課行政係 ☎ 内線 3221  
福島支所市民課 ☎ 内線 602・136  
鷹島支所市民課 ☎ 内線 603・1136

市役所や国、県などの機関が行っている仕事について、意見・苦情や要望などはありませんか。次の通り行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

### ● 松浦会場

〔日時〕

6月11日（木）午前10時～午後4時

〔場所〕

市役所別館会議室

〔行政相談委員（敬称略）〕

川畑喜久雄 ☎ 0956・75・0724

青木サチ ☎ 0956・74・0456

### ● 福島会場

〔日時〕

6月9日（火）午前10時～午後4時

〔場所〕

福島保健センター

〔行政相談委員（敬称略）〕

徳田芳朗 ☎ 0955・47・2422

### ● 鷹島会場

〔日時〕

6月1日（月）正午～午後4時

〔場所〕

鷹島町民集会所

〔行政相談委員（敬称略）〕

小田鐵二郎 ☎ 0955・48・2444

## 平成26年度松浦市情報公開条例などの実施状況

問合せ先 〓 総務課行政係 ☎ 内線 321

### 〔情報公開条例の実施状況〕

松浦市の情報公開条例第18条の規定に基づき、実施状況を次の通り公表します。

・ 開示請求 〓 21件

（開示20件、部分開示0件、不開示0件、公文書不存在1件、継続審理中0件）

### 〔個人情報保護条例の実施状況〕

市の個人情報保護条例第47条の規定に基づき、実施状況を次の通り公表します。

・ 開示請求 〓 1件

（開示1件、部分開示0件、不開示0件、公文書不存在0件、継続審理中0件）

・ 訂正請求 〓 0件

・ 利用停止請求 〓 0件

## 休日における水道の補修当番

問合せ先 〓 上下水道課水道業務係 ☎ 内線 131

今月の当番は次の通りです。

水道の修繕のお申し込みは、直接当番業者へお願いします（福島・鷹島地区は地区内の指定業者へご連絡ください）。

〔6月〕

（有）松浦設備

☎ 0956・75・0176

## 子育て世帯臨時特例給付金が支給されます

問合せ先 〓 子育て・子ども課子育て支援係 ☎ 内線 171

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施します。

### 〔支給対象〕

基準日（平成27年5月31日）において、松浦市の住民基本台帳に登録されている人で、平成27年6月分の児童手当の受給者であって、平成26年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人が対象です。

### 〔対象児童〕

（支給対象者の）平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

### 〔支給額〕

対象児童一人につき3,000円が支給されます。

※児童手当の現況届（6月）に併せて給付金の申請手続きをお知らせします。

※公務員の人には、勤務先から案内がありますので、ご確認ください。



## 児童手当現況届の受け付けが始まります

問合せ先 〓 子育て・子ども課子育て支援係 ☎ 内線 146

現在、児童手当・特例給付受給中の人は、毎年6月に現況届の提出が必要です。この届は6月1日における状況を確認し、児童手当などを引き続き受ける要件を満たしているかどうかを審査するためのものです。

該当者には通知書を送付しますので、6月30日までに、必ず手続きを済ませてください。

なお、平成27年5月以降に新たに認定請求をした人は、現況届の提出は不要です。

## 平成27～29年度の介護保険料を改定します

問合せ先 〓 長寿介護課介護保険係 ☎ 内線 145、154

65歳以上の介護保険料は、3年間で必要となる介護保険サービス給付費や被保険者数の見込み、第1号被保険者負担率などをもとに3年ごとに見直しが行われます。

平成27年度から29年度までは第6期事業計画の期間です。このたび、第6期における介護保険料について見直しを行いました。詳細については、6月中旬ごろ、個別に通知します。

# 『市長とみんな対話しゅうかい』 参加グループ募集！

○問合せ先 政策企画課秘書広報係 ☎内線 302

市民の皆さんの意見を今後のまちづくり施策に反映させるための懇話会を次のとおり開催します。

参加を希望するたくさんのグループのご応募をお待ちしています。

- 【対象】** ① 市内に在住または勤務する者で組織する構成員がおおむね 10 人以上のグループ(ただし会への参加は 15 人以内とします)。  
② 右記のテーマに沿った活動またはテーマに関心のあるグループ。

**【日時】** 7月1日(水)～8月31日(月)の平日で、午後1時～9時の参加グループが希望する日時で開催。  
※懇談の時間は1時間程度。  
※上記の期間中に5～10回程度開催予定

**【場所】** グループが日ごろ活動している場所などに市長がお伺いします。

**【申込】** 市役所、各支所・出張所に置いてある所定の申込書に必要事項を記入の上、政策企画課または各支所・出張所へ提出してください。  
※応募の締め切りは7月31日(金)まで



## メインテーマ

1. 活き活きと子どもが育ち、  
学びが豊かな心を育むまち

2. 健康で笑顔あふれる、  
ふれあい支え合いのまち

上記の2つの懇談テーマで募集します。

## スポーツ安全保険に加入しませんか

○問合せ先 生涯学習課スポーツ振興係 ☎内線 312

**【対象者】** スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動などを行う5人以上の団体・グループ

**【掛金および保険金額】** 下記の通り。※手続きの方法など詳細はお問い合わせください。

### 一般団体の加入区分

### 平成27年度スポーツ安全保険の掛金・補償内容一覧

加入対象者	対 象	加入区分年間掛金 (一人当たり)		傷害保険金額				賠償責任保険支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭費用 保険支払限度額	
		A	W	死 亡	後遺障害(最高)	入院(日額)	通院(日額)			
団体活動を行う 5人以上の方で ご加入ください。	子ども (中学生以下 特別支援学校 高等部の 生徒を含む。)	団体活動全般 (スポーツ・文化・ボランティア・地域活動など)	A	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償、合算1事故5億円 ただし、身体賠償は1人1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 180万円
		団体活動全般及び個人活動 ※AW区分の特徴:個人活動・ 個人練習なども補償の対象 となります。	A	1,450円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	身体・財物賠償、合算1事故5億5000万円 ただし、身体賠償は1人1億5000万円	180万円
	大人	文化・ボランティア・地域活動、 団体員の送迎、応援、準備、片付け	A	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算1事故5億円 ただし、身体賠償は1人1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 180万円
		高校生以上 スポーツ活動 スポーツ活動の指導・審判	C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
65歳以上	子どもへのスポーツ活動の指導・審判	A	1,300円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円			
全年齢	スポーツ活動	B	1,000円	600万円	900万円	1,800円	1,000円			
全年齢	危険度の高いスポーツ活動	D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円			

### 短期スポーツ教室の加入区分 (教室ごとに5人以上で加入してください)

Web限定	全年齢	短期スポーツ教室 (開催期間3カ月以内) の活動	短期スポーツ教室	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償、合算1事故5億円 ただし、身体賠償は1人1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 180万円
-------	-----	--------------------------	----------	------	---------	---------	--------	--------	------------------------------------	-----------------------------------